千葉市旧衛生センター滞留水分析業務委託　仕様書

第１章　業務概要

１　委託概要

本委託業務（以下「業務」という。）は、千葉市旧衛生センター（以下「作業場所」という。）内の滞留水が存在する槽や地下室からそれぞれ試料を採取し、水質分析を行い、報告を行うものである。

第２章　総　　則

１　業務の履行

業務は、本仕様書に従い施行すること。

２　提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出すること。

（１） 着手届

（２） 分析結果報告書

（３） 完了届

３　費用の負担

業務に伴い必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

４　法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

５　中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めること。

６　秘密の保持

受注者は、業務の履行上知り得た内容及び情報等を他に漏らしてはならない。

７　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議の上決定する。

８　事故の防止

（１）業務においては、安全対策を十分に行い、作業員への安全指導を徹底し、事故の発生がないよう努めることとともに、作業場所内においては、発注者の指示に従うこと。

（２）万一事故が発生した場合は、受注者の責任において解決すること。

９　現場管理

（１）作業場所の既存設備及び物件等の損傷・汚染防止に努めること。

（２）万一、損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

10　その他

（１）作業場所では身分証明書を携帯すること。

（２）サンプリング等により作業場所に立入る際は、あらかじめ発注者と日程調整を行い、了解を得ること。

（３）成果品の管理及び帰属は全て発注者とし、受注者が公表することは一切認めない。

第３章　委託内容

１　試料採取場所

千葉市中央区村田町８９３番地　千葉市旧衛生センター

試料採取場所は別紙図面参照。

なお、採取に当たり撹拌は行わず、水深の底部における試料を採取すること。

２　試料採取

試料の採取及び運搬等については、次の各号のとおりとする。

（１） 試料採取に際しては、水深の底部の水を採取すること。

（２） 試料はクーラーボックス等に入れ冷蔵し、容器破損防止の措置を施して運搬する。

（３） 検査分析場所までの試料の運搬は受注者が実施する。なお、最初に採取した試料を検査分析場所に搬入するまでに要する時間は１０時間以内とする。

（４） その他疑義がある場合は、発注者と協議すること。

３　分析項目

分析項目は別紙「下水排除基準（表－１）」の特定事業場（５０㎥／日以上）の項目を実施すること

４　分析方法

分析については、「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）」に基づき行うものとする。

５　速報値の報告

分析完了後、速やかに発注者へ速報値を報告すること。報告方法は電子メールとする。

６　報告書

業務が完了後速やかに、所定の完了届及び分析結果報告書を作成し提出すること。

分析結果報告書には、別紙「下水排除基準（表－１）」の特定事業場（５０㎥／日以上）の基準を満たしているか否かを明記すること。

発注者は、完了届等が提出された場合、速やかに完了検査を行うものとする。

なお、完了検査により不備が認められた場合は、受注者の負担で対応するものとする。

第４章　提出図書

１　分析結果報告書　２部

下水排除基準（表－１）

	項目＼対象者		終末処理場を設置している公共下水道の使用者					現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者	
			特定事業場			非特定事業場			
			30㎥/日未満	30㎥/日以上～50㎥/日未満	50㎥/日以上	50㎥/日未満	50㎥/日以上	50㎥/日未満	50㎥/日以上
1	カドミウム及びその化合物		0.01			0.01			
2	シアン化合物		検出されないこと			検出されないこと			
3	有機リン化合物		検出されないこと			検出されないこと			
4	鉛及びその化合物		0.1			0.1			
5	六価クロム化合物		0.05			0.05			
6	砒素及びその化合物		0.05			0.05			
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005			0.0005			
8	アルキル水銀化合物		検出されないこと			検出されないこと			
9	ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと			検出されないこと			
10	トリクロロエチレン		0.1			0.1			
11	テトラクロロエチレン		0.1			0.1			
12	ジクロロメタン		0.2			0.2			
13	四塩化炭素		0.02			0.02			
14	1,2-ジクロロエタン		0.04			0.04			
15	1,1-ジクロロエチレン		1			1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4			0.4			
17	1,1,1-トリクロロエタン		3			3			
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06			0.06			
19	1,3-ジクロロプロペン		0.02			0.02			
20	チウラム		0.06			0.06			
21	シマジン		0.03			0.03			
22	チオベンカルブ		0.2			0.2			
23	ベンゼン		0.1			0.1			
24	セレン及びその化合物		0.1			0.1			
25	ほう素及びその化合物		230 (10) ※1			230 (10) ※1			
26	ふっ素及びその化合物		15 (8) ※1	10 (8) ※1		10 (8) ※1			
27	1,4-ジオキサン		0.5			0.5			
28	フェノール類		0.5	0.5		0.5			
29	銅及びその化合物		1	1		1			
30	亜鉛及びその化合物		1	1		1			
31	鉄及びその化合物（溶解性）		1	1		1			
32	マンガン及びその化合物（溶解性）		1	1		1			
33	クロム及びその化合物		0.5	0.5		0.5			
34	ダイオキシン類		10			10			
35	水素イオン濃度		5～9 (5.7～8.7) ※2		5～9 (5.7～8.7) ※2	5～9 (5.7～8.7) ※2		5～9	
36	生物化学的酸素要求量				600 (300) ※2		600 (300) ※2		
37	浮遊物質量				600 (300) ※2		600 (300) ※2		
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5		5	5		5	
		動植物油脂類			30		30		30
39	窒素含有量				240		240		
40	りん含有量				32		32		
41	温度		45 (40) ※2			45 (40) ※2		45	
42	沃素消費量				220		220		220

備考　1　単位はpH、温度(℃)、ダイオキシン類(pg-TEQ/L)を除きmg/Lです。

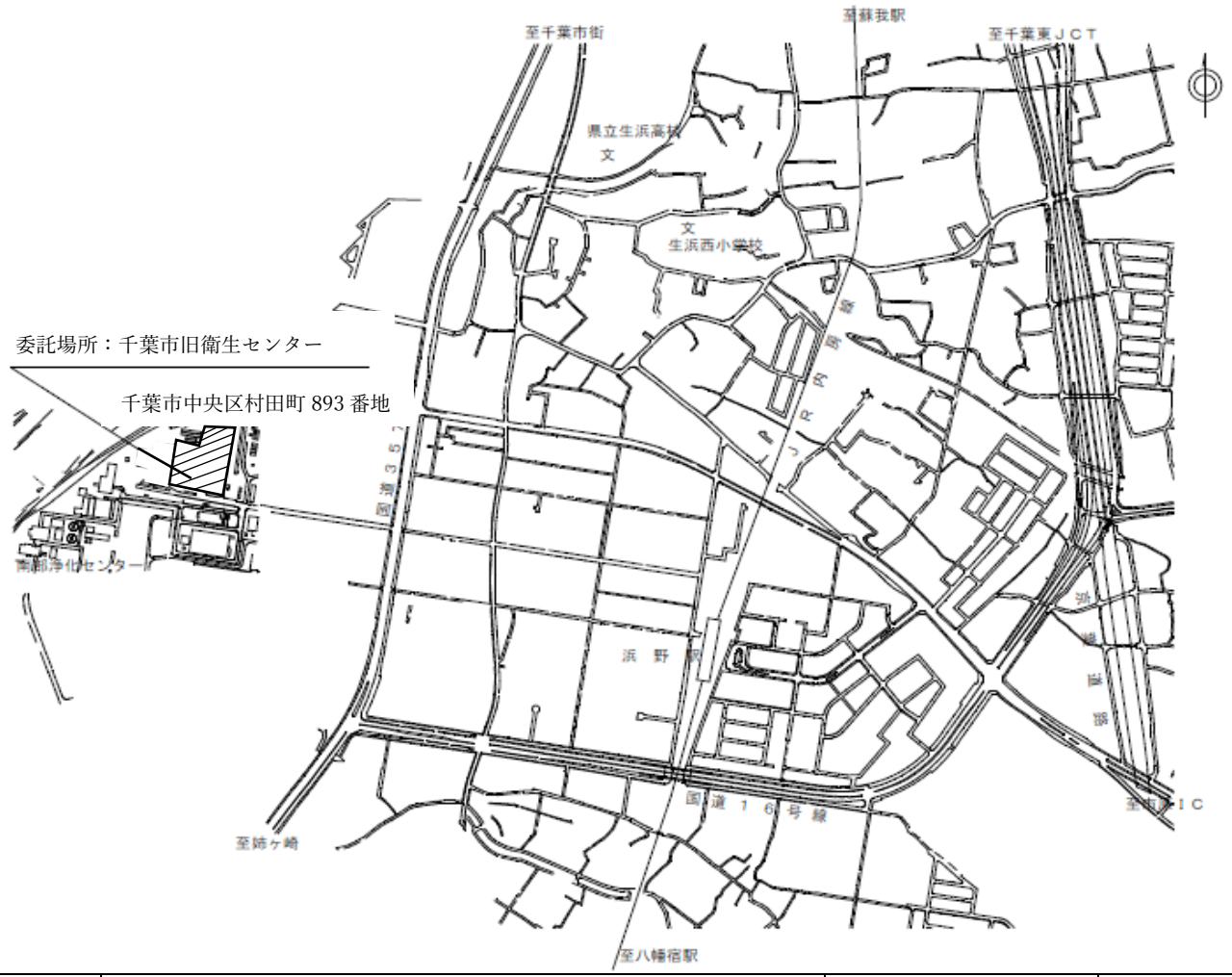
2　表に定める基準は、業種・設置年月日・排水量、排水地区により、一部異なる場合もあります。

3　黄色部分の基準を超える下水を排除した事業場は、直罰の適用を受けます。

4　緑色部分の基準を超える下水を排除するおそれのある事業場は、除害施設（処理施設）を設置しなければなりません。

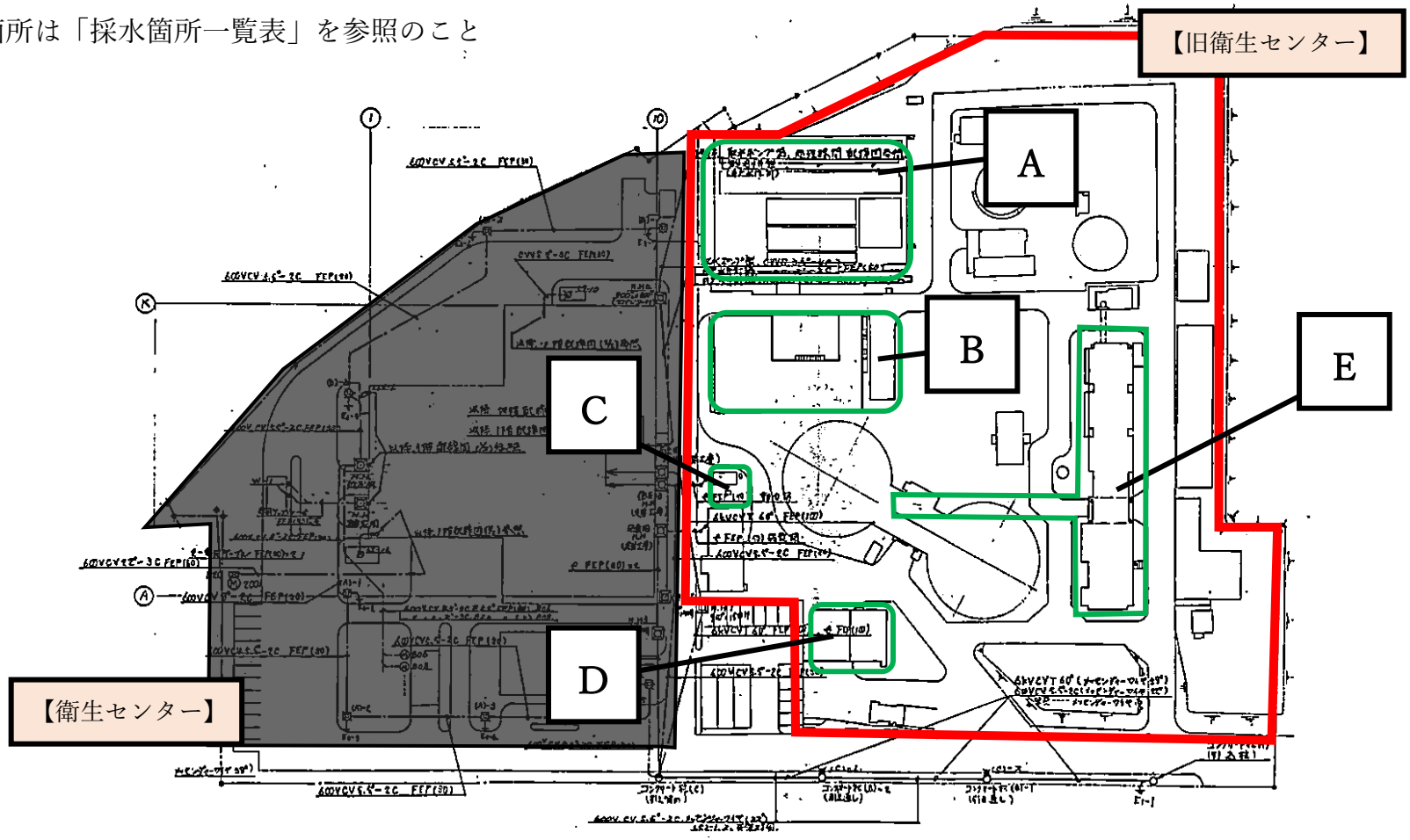
5　※１　下水道終末処理場の放流先により異なります。（　）内は、海域以外の公共用水域へ放流される場合

6　※２　（　）内は、美浜区新港の製造業に適用する基準です。



千葉市環境局資源循環部 廃棄物施設維持課	委託名 千葉市旧衛生センター滞留水分析業務委託	縮尺 N/S	図面名称 位置図

※ 採水箇所は「採水箇所一覧表」を参照のこと



千葉市環境局資源循環部 廃棄物施設維持課	委託名 千葉市旧衛生センター滞留水分析業務委託	縮尺 N/S	図面名称 平面図

採水箇所一覧表

A	A-1	曝気槽①	1 検体
	A-2	曝気槽②	1 検体
	A-3	沈殿槽	1 検体
	A-4	加圧浮上原水槽	1 検体
	A-5	余剰汚泥濃縮槽	1 検体
	A-6	名称不明槽	1 検体
	A 計		6 検体

B	B-1	加圧浮上槽	1 検体
	B-2	雑排水ピット	1 検体
	B-3	受水槽	1 検体
	B-4	調整槽	1 検体
	B-5	沪過原水槽	1 検体
	B-6	逆洗排水槽	1 検体
	B-7	処理水槽	1 検体
	B-8	凝集槽	1 検体
	B-9	脱色塔（通路側排水系統）	1 検体
	B-10	スカムピット	1 検体
	B 計		10 検体

C	C-1	脱臭排水ピット	1 検体
	C-2	第二貯留槽	1 検体
	C 計		2 検体

D	D-1	受入槽	1 検体
	D-2	第一貯留槽	1 検体
	D-3	ポンプ室	1 検体
	D 計		3 検体

E	E-1	地下室・管廊	1 検体
	E 計		1 検体

合計	22 検体

千葉市環境局資源循環部 廃棄物施設維持課	委託名 千葉市旧衛生センター滞留水分析業務委託	縮尺 N/S	図面名称 採水箇所一覧表